

一般社団法人 茨城県PTA安全互助会 事業のご案内

(一社)茨城県PTA安全互助会の事業について

PTA会員等がPTA活動中に、ケガ・病気・死亡等に至ったときに、共済金や見舞金等を給付することにより、PTA活動の円滑な運営に資するとともに、県内の児童生徒又は青少年の健康の保持増進に資することを目的として、PTA会員である皆様が所属するPTAを構成単位とした互助組織です。

「PTA・青少年教育団体共済法」(以下「PTA等共済法」という。)に基づく「共済事業」を主に行うため、平成26年度に法人組織として新たに設立された組織で、それまで任意団体として運営されてきた「茨城県PTA安全互助会」の事業を発展的に継承し、会員である各単位PTAの代表者で構成される「社員総会」、各地区等から選出された理事をもって構成する「理事会」、市町村PTA連絡協議会からの代表者で構成される「運営会議」によって運営されています。

本会の事業はPTA等共済法に基づく「共済金の支払」と、PTA等共済法には規定されていない「見舞金の支払」を2本の柱としております。

※安全普及啓発活動も実施していますので、詳しくはホームページをご覧ください。

共済金の補償の対象となる活動

活動区分	活動内容
PTA主催(共催)事業	各単位PTAの会長が招集又は委嘱した活動 ア 総会・役員会・運営委員会・専門委員会等の諸会合及びそれらの運営に関する業務への参加 イ 学習活動・スポーツレクリエーション活動・校外活動等の参加・授業参観・球技大会等及びその練習(ただし、期間は当該年度の総会承認後から大会当日までとする)・キャンプ活動・交通安全指導・プール開放など、いずれも予め計画され、会長の承認を得ていることが必要。総合的な学習の時間等を含む。 ウ 単位PTAを代表して参加する各種会合(他団体・関係機関主催の場合) エ 単位PTA会長が、特に委嘱した活動への参加(他団体・関係機関との連絡・交渉業務など) ※ 前記(ア～エ)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中も含む。尚、自家用車での事故は除く。

※ 市町村P連、地区P連、茨P連、茨P安の活動においても上記に準じます。(詳細は学校へお問い合わせください。)

※ PTA活動協力者(110番の家の家族、ゲストティーチャー等を含む。)も当該事業における場合の災害時には給付の対象者になります。

〈給付例〉



【重要事項説明書】

契約概要

共済金の区分と補償内容、共済金額及び被共済者の範囲

当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、負傷、手術及び一部の入院に対して、共済約款に基づき補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲及び共済金額は以下のとおりとなります。

共済金の区分	補 償 内 容	共済金額
①死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害(急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。)により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき(熱中症によるものを含む。)	200万円
②死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中において突然死(上記が適用されない疾病による急死)したとき	100万円
③後遺障害共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき	6万円 ～200万円
④負傷共済金	PTA主催又は共催による活動中における傷害により、入院又は通院したとき	5千円 ～12万円
⑤手術共済金	PTA主催又は共催による活動中における傷害により、その直接の結果として入院をともなう手術をしたとき	2万円 ～4万円
⑥疾病共済金	PTA主催又は共催による活動中に発病(熱中症等を含む。)し、又は毒性の強い虫、蛇等に刺され若しくは咬まれ、又は熱中症等により、入院又は通院したとき	5千円 ～3万円
⑦入院共済金	PTA主催又は共催による活動中に急激に心臓疾患、脳疾患を発症し、その直接の結果として入院したとき	3万円

【被共済者の範囲】

ア 単位PTA会員である保護者、教職員及び当該単位PTAを組織する学校に在籍する児童生徒等

イ 児童生徒等の同居の親族(会員代理で出席した祖父母も含む)

ウ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者で、次に掲げる者としてします。

- ① 正会員及び準会員の構成員からの依頼による代理出席者
- ② 当会の役員、事務局員、県P連等の関連団体の役員及び事務局員
- ③ 会員の構成員がPTA行事に参加するため、やむなく同伴した子
- ④ ゲストティーチャー、学校支援ボランティア、学校安全パトロール隊、子どもを守る110番の家に従事する者等の活動の指導者及び支援者のうち、当会が承認する者
- ⑤ 当会が承認したPTA関連団体の構成員

見舞金の種類と給付条件及び給付金額

見舞金の種類	給 付 条 件	給付金額
眼鏡見舞金	PTA主催又は共催による活動中の事故により、会員所有の眼鏡を破損したとき	実費 2万円限度
香料見舞金	PTA活動中の如何にかかわらず、会員及び園児・児童・生徒が死亡したとき(※本会よりご当家への給付です)	一律 1万円
賠償見舞金	PTA主催又は共催による活動中にPTAが法律上の賠償責任を負ったとき	対人 最高 2億円 対物 最高 500万円

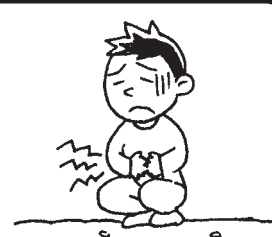
〈給付例〉



PTA活動中に会員以外の方にケガをさせてしまった。



PTA総会で借用した設備を誤って落として壊した。



PTA行事で食事をつくって地域の人に振る舞ったが、食中毒となった。

請求手続きの流れ

※請求期限に注意

共済金の請求手続きについて (90日以内)

PTA活動中にケガ ⇨ 病院にかかる



**必ず医療機関
(病院)の医師の
診断を受ける。**

PTA会長・学校の
PTA事務担当者へ連絡・相談
(ケガが完治していなくても申請できます。)

診療の証明となる医療機関(病院)の
領収書のコピーを学校のPTA事務担当者へ

見舞金の請求手続きについて

PTA会員等が死亡した

→ 香料見舞金(90日以内)

PTA活動中に眼鏡を壊した

→ 眼鏡見舞金(90日以内)

PTA活動中に賠償責任を負った

→ 賠償見舞金(30日以内)



PTA会長・学校の
PTA事務担当者へ連絡・相談

※請求期限を過ぎた場合は、事務局までお問い合わせください。

PTA会長・学校のPTA事務担当者は申請書類を(一社)茨城県PTA安全互助会へ

医師(病院)の診断書や後遺障害共済金申告書等が必要な場合は、後日、PTA会長・学校のPTA事務担当者を通して連絡します。**(接骨院、整骨院等の証明書は不可)**

※ 診断書が原本の場合、補助金をお支払いします。

共済契約者と負担金について

本会の共済契約者の対象は、国公立小・中学校PTAとなり(希望する国公立幼稚園、認定こども園及び特別支援学校PTAを含みます。)、各单位PTAが共済契約者となります。すなわち、加入は単位PTAごとの団体加入となります。

なお、単年度ごとの契約となり、会費は各单位PTAに加入している会員が負担し、各单位PTAを通じて本会に送金していただくことになります。

会費(負担金)
120円
(会員1人あたり)

共済金をお支払いできない場合

1. 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失
2. 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
3. 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
4. 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故等
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
5. 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
6. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（注3）
7. 地震若しくは噴火又はこれらによる津波、その他の自然災害
8. 核燃料物質（注4）若しくは核燃料物質によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
9. 山岳登攀、ボブスレー、モトクロス、パラグライダー、その他これらに類する危険な運動によるもの
10. ウイルス性食中毒によるもの
11. 上記第6号から第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
12. 上記第8号以外の放射線照射又は放射能汚染
13. 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - （注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - （注3）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注4）使用済燃料を含みます。
 - （注5）原子核分裂生成物を含みます。

注意喚起情報

1. 告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって本会が告知を求めた事項について、本会に事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。申込記載事項と事実と相違がある場合には、ご契約が解除され、共済金がお支払いできないことがあります。

2. 責任開始期について

この共済の共済責任は、共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末日までに、本会に会費の全額が払い込まれたことを条件に、遡って4月1日から適用されます。

3. 共済金をお支払いできない主な場合

契約概要の共済金をお支払いできない場合（上記）参照

4. 会費の猶予期間

共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末日までを会費の払込猶予期間とします。この期間内に会費が払い込まれない場合には、共済期間開始日から会費の払い込まれた時までの期間中に生じた共済金の支払事由に対しては共済金をお支払いしません。

5. 解約および解約返戻金について

共済期間の中途において、共済契約を解約した場合においても、解約返戻金はありません。

6. 事故が起きた場合について

この共済で補償される事故が起きた場合には、速やかに学校のPTA事務担当者へご連絡ください。共済金の請求に当たっては所定の共済金請求書類をご提出いただきます。

7. 破綻した場合の取扱について

本会が破綻した場合でも保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。本会は、補償内容の定期的な見直しや財務基盤の強化を実施することにより、独自に共済金のお支払いを確保するための措置を講じております。

8. 大規模災害発生による共済金の削減払いについて

大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき共済金の額が本会の財務上特に著しい影響を及ぼすと本会が判断した場合には、共済金を削減してお支払いすることがあります。

※ 詳細については、各学校に置いてあります「一般社団法人 茨城県PTA安全互助会利用の手引き」をご覧ください。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

本会が取得した個人情報は、共済制度の適用を判断するために、審査および医療機関等関係者への問い合わせ、共済金の支払に利用する以外には、業務の適切な運営の確保等に必要と認められる最小範囲の利用に限定します。

一般社団法人 茨城県PTA安全互助会

【事務局】〒310-0011 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎3階
(TEL) 029(228)4707 (FAX) 029(231)3878

